

神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付要綱

令和元年9月 1日 制定

令和3年2月18日 改正

令和3年4月 1日 改正

令和6年4月 1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道事業者が行う、駅施設等の美装化事業に対し補助することにより、日常生活の移動の基点かつ地域の玄関口である鉄道駅を快適で賑わいのある空間としていくことで、まちの魅力をより高めることを目的とする。

2 この要綱は、神戸市駅施設等美装化事業費補助金（以下「補助金」という）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、神戸市域に軌道を有する鉄道事業者（JR、大手民鉄、市営地下鉄及び神戸市が出資する事業者を除く）とする。

(対象項目及び対象事業)

第3条 当該補助金の対象となる項目は、神戸市内で補助対象事業者が実施する駅施設の改修において、デザイン性に配慮し快適性を高める事業で、下記を対象とする。

- (1) 駅施設単独でグレードアップを図る事業（以下、「単一的改修型」という。）
- (2) 公共的な事業などと一体となり計画的に駅の美装化を図る事業（以下、「計画的改修型」という。）

2 対象となる事業は、別表1に定めるもの及びその他市長が必要と認めるものとする

(補助金の額及び補助期間)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表1に定めた補助率及び上限額を限度とする。

2 補助期間は、別表1に定める期間とする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、単一的改修型の場合は、補助対象年度を含む美装化計画を示した資料（様式自由）、計画的改修型の場合は、改修候補駅を記載した概ね5年間の美装化計画を示した資料（様式自由）とともに、事業年度ごとに神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付申請書（様式第1号）を提出期限までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付決定通知書 (様式第 2 号)

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 神戸市駅施設等美装化事業費補助金不交付決定通知書 (様式第 3 号)

(補助申請の取下げ)

第 7 条 申請者は、第 6 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が第 6 条第 1 項の規定による通知を受けた日から起算して 20 日を経過した日までに神戸市駅施設等美装化事業費補助金申請取下書 (様式第 4 号) により申請の取り下げをすることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第 8 条 申請者は、補助金規則第 7 条に基づいて、補助事業内容を変更しようとするとき (軽微な変更を除く。) は、神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付決定内容変更承認申請書 (様式第 5 号) を、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、神戸市駅施設等美装化事業費補助金補助事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 6 号) を、当該変更、中止又は廃止があった日から 2 週間以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、当該補助事業の目的及び内容から当該補助事業に実質的に影響のない事項をいう。なお、補助対象経費あるいはその内訳を変更する場合は、30%以内の減とする。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付決定内容変更承認通知書 (様式第 7 号) 又は神戸市駅施設等美装化事業費補助金補助事業中止 (廃止) 承認通知書 (様式第 8 号) により、補助事業者に通知する。

4 市長は、第 1 項の申請に対し、内容を審査した結果、適当とは認められないときは、神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付決定内容変更不承認通知書 (様式第 9 号) 又は神戸市駅施設等美装化事業費補助金補助事業中止 (廃止) 不承認通知書 (様式第 10 号) により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 9 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の天災地変などの事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金規則第 10 条の定めによる。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助金規則第 13 条に基づく状況報告を求められた場合には、すみやかに神戸市駅施設等美装化事業費補助金事業状況報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みがあるときは、すみやかに第 8 条の補助事業の変更の手続きを行うとともに、前項の様式第 11 号にその理由を付して遅くとも事業年度の 3 月 10 日までには市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了日から 1 ヶ月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市駅施設等美装化事業費補助金事業完了実績報告書(様式第 12 号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類(別表第 2)
- (3) 収支決算書(様式第 13 号)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、神戸市駅施設等美装化事業費補助金額確定通知書(様式第 14 号)にて補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付の時期等)

第 13 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に係らず、市長は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第 6 条第 1 項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

(補助金等の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市駅施設等美装化事業費補助金請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨の理由を付して、神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付金返還請求書（様式第 17 号）により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助対象経費に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備するとともに、当該補助事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存するようにしなければならない。

(改修施設の管理)

第 17 条 補助事業者は、改修した施設について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

(改修施設の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してならない。ただし、改修後 10 年あるいは補助金の交付の目的及び当該施設の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間のいずれか短い年数を経過した場合、又は市長が承認した場合はこの限りではない。

2 補助事業者は、改修後 10 年あるいは補助金の交付の目的及び当該施設の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間のいずれか短い年数の経過前に前項の処分をしようとするときは、あらかじめ施設処分承認申請書（様式第 18 号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、施設処分承認通知書（様式第 19 号）により、補助事業者へ通知する。

(必要な調査等)

第 19 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項（予算の執行に関する市長の調査権等）に基づき、補助金規則の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、必要な書類の提出を求め又は職員に調査をさせることができる。

(その他)

第20条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。
(令和3年2月18日改正)
- 2 この要綱は、令和3年2月18日から施行する。
(令和3年4月1日改正)
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(令和6年4月1日改正)
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付要綱第3条に基づく事業内容及び第4条の補助金率・上限額及び補助期間

<p>【補助対象とする事業】</p> <p>① デザイン性に配慮し快適性を高める目的で下記事業行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの新設及び交換 ・時刻表・駅名板の改修, 案内サインの整備 ・照明の改修 ・壁面・柱等の塗装 ・トイレ改修 ・その他, 駅施設の美装化を目的とする改修 <p>※バリアフリー対象事業を除く</p> <p>② 駅周辺の公共性の高い空間を美装化する目的で下記事業を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス・柵・手摺・階段等の改修

項目	補助対象事業	補助率・上限額	補助期間
単一的改修型	1 駅全体で上記①の複数の事業を実施する場合, 若しくは, 複数駅(3駅以上)で上記①の1事業を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の1/3 ・補助対象経費の上限額 ①複数年度、複数駅(3駅以上)で1事業を実施する場合 1,000千円/年・駅 ②単年度、1駅全体で複数の事業を実施する場合 5,000千円/年・駅 	補助開始年度から継続して最長3年
	駅周辺の道路施設等の美装化と合わせて上記②の事業を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助対象経費の上限額 2,000千円/年・駅 	補助開始年度から継続して最長令和9年度まで

項目		補助対象事業	補助率・上限額	補助期間
計画的改修型	計画	・デザインコード※の策定、及び駅の美装化プラン（美装化計画）の作成	・補助率 補助対象経費の 1/1 ・補助対象経費の上限額 1,000 千円／駅	補助開始年度から継続して最長5年
	設計	・計画に基づく設計	・補助率 補助対象経費の 1/1 ・補助対象経費の上限額 5,000 千円／駅	
	工事	・計画に基づき実施する上記②の工事	・補助率 補助対象経費の 2/3 ・補助対象経費の上限額 20,000 千円／駅	補助開始年度から継続して最長1年（翌年度に限り事業延長を認める）

※デザインコードとは、駅の美装化の考え方やデザインコンセプトなどの方針を示す。

(別表2)

神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付要綱第11条第2号に基づく事業の実績状況が分かる書類

<ul style="list-style-type: none"> ・箇所図 ・改修前後の写真 ・改修内容にかかる数量表 ・設置した施設の概要が分かる書類 ・改修にかかった費用が確認できる書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（ 工事・作業費の場合：請負事業者からの請求書及び内訳（写し） 材料費の場合 ：請求書等支払いに関する書類（写し） ）</p> </div>
--

様式第1号（第5条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

神戸市駅施設等美装化事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業	
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・美装化計画を示した資料（様式自由）	

様式第2号（第6条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付決定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付申請書に記載のとおり
交付の条件	（例）特にありません。

- （注意）
1. 交付決定を受けた場合は、神戸市補助金規則及び神戸市駅施設等美装化事業費補助金交付要綱に従ってください。
 2. この通知後に、事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに連絡してください。

様式第3号（第6条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号（第7条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 申請取下書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって申請した下記事業について、次のとおり取下げます。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
取下理由	
取下日	年 月 日

様式第5号（第8条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付決定内容変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業
について、次のとおり内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業	
変更の理由		
補助事業の期間	着手（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
	完了（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
補助金の額	（ 円） 円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後）	

（注）表中、変更前の金額は上段（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第6号（第8条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業
について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

様式第7号（第8条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付決定内容変更承認通知書

（公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業	
補助金の交付対象事業及びその内容	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引額	円
交付の条件		

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
交付決定通知日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

様式第9号（第8条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付決定内容変更不承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった事業
について、下記の理由により不承認とすることに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

様式第10号（第8条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 補助事業中止（廃止）不承認通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった事業について、下記の理由により不承認することに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

様式第11号（第10条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 事業状況報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業の実施状況について、次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称 神戸市駅施設等美装化事業

2. 事業の実施状況

事業内容	進捗状況 (%)	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行が困難な理由
			()	
			()	
			()	

(注意) ・完了予定期日の () 内には当初予定期日を記入する。

・遅延又は遂行が困難な理由については、別紙で添付してもよい。

様式第12号（第11条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 事業完了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業	
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き, 実績を下段に記入する。

収支決算書

令和 年 月 日

1. 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
神戸市補助金	円	
自主財源	円	
その他 ()	円	
計	円	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

- (注意) 1. 収支の計は、それぞれ一致する。
2. 表中、変更があった場合は、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第14号（第12条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金額確定通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
補助金の確定額	円
特記事項	

神戸市駅施設等美装化事業費補助金請求書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

請求金額	円
補助事業の名称	

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

様式第16号（第15条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付決定取消通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

様式第17号（第15条関係）

神戸市駅施設等美装化事業費補助金 交付金返還請求書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付した上記補助金については、下記の理由により交付決定を取り消しますので、通知します。速やかに受領した補助金を下記口座に振り込んで返還をしてください。

記

1. 交付決定を取り消す理由

取り消す 補助金の額	円
---------------	---

2. 返還振込み口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その（ ）
口座番号			
口座名義			

3. 返還期限

令和 年 月 日

様式第18号（第18条関係）

施設処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業にて
美装化を行った施設の処分を行いたいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
補助年度（補助対象期間）	
処分施設	
処分を行う理由	
美装化後の経過年数 （事業完了日から処分申請書 提出日まで期間）	年 月

（注意）必要に応じて、資料を添付すること

様式第19号（第18条関係）

施設処分承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で処分承認申請のあった下記施設について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市駅施設等美装化事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
処分施設	
承認理由	処分理由が適当であると認められるため

以下は、自由様式の参考例

参考様式1（第5条関係）

<単一的改修型>

・補助対象年度を含む3年間の美装化計画を示した資料の例

年度	工事予定駅	美装化工事予定箇所	工事費用（概算） （単位：千円）
令和 年度 （1年目）		<p>1 駅全体で複数の事業を実施する場合 （例）</p> <p>工事予定駅：○×駅</p> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの新設 3箇所 2,000千円 ・駅名板の改修 3,000千円 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明の改修 8,000千円 ・壁面・柱等の塗装 15,000千円 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻表の改修 3,000千円 	
令和 年度 （2年目）		<p>複数駅（3駅以上）で1事業を実施する場合</p> <p>（例）・ベンチの新設及び交換</p> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○△駅 2箇所 5,000千円 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> △×駅 4箇所 7,000千円 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> △■駅 1箇所 2,000千円 	
令和 年度 （3年目）			